

離職した介護人材の再就職準備金貸付制度 申請手続きの流れ

申請者



1 離職後福祉人材センターへ登録 右のQRコードからも登録できます



2 事業所又は施設へ介護職員として再就職内定(決定)



3 千葉県社会福祉協議会へ所定の申請書類を提出

- | | |
|------------|---------------------------|
| ①貸付申請書 | ⑥個人情報の取り扱いについて |
| ②利用計画書 | ⑦顔写真付きの身分証明書の写し |
| ③雇用(内定)証明書 | ⑧住民票(申請者と連帯保証人分) |
| ④実務経験証明書 | ⑨所得証明書 |
| ⑤資格証明書の写し | ⑩在留カードの写し(日本国籍を有していない方のみ) |



4 貸付審査・貸付の決定

決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を送付します。



5 借用証書等を提出

借用証書の作成にあたっては、申請者・連帯保証人それぞれの自筆署名、捺印が必要です。申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、収入印紙も必要です。
※貸付決定通知書到着後14日以内に千葉県社会福祉協議会へ提出してください。



申請者の口座へ再就職準備金を受領



6 返還猶予申請書及び介護人材再就職準備金業務従事届を提出

介護の業務に従事し返還猶予申請



※「返還免除対象業務」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は同法第115条の45第1項第1号-Iに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を実施する事業所において提供される介護等の業務です。

7 返還免除申請書を提出

介護職員として2年間引き続き従事後に申請

